

令和 2 年 11 月
海事局船員政策課

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

令和 2 年 3 月、平成 30 年末に米国グアム島で発生したクルーズ船の岸壁への接触事故の他、海運分野において飲酒に係る処分等が毎年発生していることに鑑み、平水区域を航行区域とする旅客船や貨物船における酒気帯びでの当直を禁止することとする船員法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 12 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところ。

今般、関係機関との協議等が整ったことから、漁船についても改正省令と同様の措置を講ずることとする。

2. 概要

酒気を帯びている者に航海当直を実施させてはならない船舶の船長に、専ら平水区域等において従業する漁船の船長を追加するため、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和 3 年 2 月

【参考】飲酒規制の対象範囲

規制の内容

以下の対象船舶の船長は、航海当直をすべき職務を有する者に対し、酒気帯びの有無について確認を行うとともに、酒気を帯びていることを確認した場合には、当該者に航海当直を実施させてはならない。

船員法適用船舶

沿海区域以遠を航行区域とする船舶等
(旅客船・貨物船・漁船等)

※以前から対象



令和2年3月改正により対象へ追加
(令和元年11月船員部会答申)

平水区域を航行区域とする
漁船以外の船舶等



専ら平水区域等において従業する漁船



今回の改正により対象へ追加